

株式会社 障碍社
障害者居宅介護従業者基礎研修等事業
行動援護従業者養成研修課程（通信）
学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社障碍社

東京都町田市原町田三丁目2番8号アトラスター町田2005

（目的）

第2条

- （1） 障がい者の主体性を尊重し、一人ひとりの生活にあわせて多様なニーズに対応する質の高い支援を提供するため、必要な知識、技能を有する行動援護従業者の養成を図る。
- （2） 重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、介護を要するものにつき、当該障害者の特性の理解及び外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するため必要な援護等に関する知識及び技術を習得すること。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。

障害者居宅介護従業者基礎研修等事業

行動援護従業者養成研修課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

資格講習事業所 つばめ

障害者居宅介護従業者基礎研修等事業

行動援護従業者養成研修課程（通信）

（年度事業計画）

第5条 2025年度の研修事業は別紙「年度事業計画」のとおり実施する。

（受講対象者）

第6条 通学可能な者とする。

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

- （1） 株式会社 障碍社の従業員で研修を必要とする者の研修参加費はテキスト代含め、無料とする。
- （2） 株式会社 障碍社の従業員でない者の研修参加費の受講料は、以下の表のとおりとする。（税込）

【行動援護従業者養成研修課程】（税込）

区分	内訳	金額	研修参加費合計	納付方法	納付期限
第1回～ 第12回	受講料 55,000 円 テキスト代 3,520 円含む	55,000 円	55,000 円	一括納入	受講開始 前日まで

【行動障害支援課程を修了し、免除科目がある場合】（税込）

区分	内訳	金額	研修参加費合計	納付方法	納付期限
第1回～ 第12回	受講料 20,000 円 テキスト代 3,520 円別(持ち 込みあり)	20,000 円 もしくは 23,520 円	20,000 円 もしくは 23,520 円	一括納入	受講開始 前日まで

（使用教材）

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	テキスト名	出版社名
第1回～ 第12回	強度行動障害のある人の「暮らし」を支える	中央法規

（研修カリキュラム）

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

（研修会場）

第10条 前条の研修を行うために使用する講義会場、演習会場は別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

（担当講師）

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

（実習施設）

第12条 実習は行わず、演習を行う。

（募集手続）

第13条 募集手続は次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申し込み用紙及び電話等で期日までに申し込む。ただし、定員に達した段階で申し込み受付は終了する。
- (2) 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (3) 当社は、審査の上、受講者の決定を行い電話もしくはメールにて、受講者に通知する。
- (4) 当社は受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。
- (5) 受講料を納入した以降に受講者からの申し出でキャンセルがあった場合、いかなる事由においても返金は認めない。

（科目的免除）

第14条 令和元年厚生労働省告示第213号による改正後の重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者が、行動援護従業者養成研修課程を受講する場合、行動援護従業者養成研修課程の研修科目及び研修時間のうち東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱6（6）に規定のとおり、下記科目と時間を免除することができるものとする。

区分	免除科目	時間
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5時間
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5時間
演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1時間
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3時間
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5時間

(通信形式の実施方法)

第15条 通信形式については、次のとおり実施する。

(1) 学習方法

添削課題を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

(2) 評価方法

面接指導及び郵送等で配布した教材・添削課題により受講者は各自自宅学習を進め、複数回設定された期限までにFAX及び郵送、メール等で課題を提出することとし、添削は担当講師が責任をもって行うこととする。添削課題は、理解度により評価をおこない、理解度が低い場合は再提出させて指導を行うこととする。

*評価の区分 合格水準は6割正解とし、再提出の基準も、6割正解未満の場合再提出とする。

修了認定は、通学による研修を全教科目履修するほか、提出された添削課題が合格水準に達していることが確認された後に行うこととする。

(3) 個別学習への対応方法

レポートには質問用紙を添付し、受講者はFAX(番号:042-850-9142)によりその都度、担当講師により指導が受けられる体制を整えることとする。メールでの質問も受け付ける。

(修了の認定)

第16条 修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、修了認定会議で基準に達したと認められた者とする。理解度が低い(6割正解未満)場合は添削課題を再提出させて、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで指導を行うこととする。

(研修欠席者の扱い)

第17条 理由の如何にかかわらず、研修開始から5分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取扱い)

第18条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、研修の補講を受講することにより当該科目を履修したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料等については1科目5,000円(税込)を受講者の負担とする。

(受講の取消し)

第19条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) 東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱7に規定する研修の履修期間内に修了しなかった者

(修了証明書等の交付)

第20条 第16条により修了を認定された者には当社において、東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第21条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに東京都が指定した様式に基づき知事に報告

する。

(2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により無料で再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

第22条 本研修事業は株式会社障害社内、資格講習事業所つばめで執行する。

(その他留意事項)

第23条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 研修の受講に際して、受講申込受付時又は研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認が出来ない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提示
- ② マイナンバーカード・住民基本台帳カードの提示
- ③ 在留カード等の提示
- ④ 健康保険証の提示
- ⑤ 運転免許証の提示
- ⑥ パスポートの提示
- ⑦ 年金手帳の提示
- ⑧ 国家資格等を有する者については免許証又は登録証の提示 等

(2) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて資格講習事業所つばめと連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：研修受講者担当窓口 電話 042-850-9141（担当：小田嶋）

(3) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(4) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第24条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則) この学則は、2025年1月30日から施行する。